

中学校部活動の地域展開についての“おたより”です



令和 7年 12月号 (No.9)

伊那市立中学校部活動の地域展開協議会

事務局：伊那市教育委員会学校教育課

☆ 部活動の地域展開に係り、関係したことについてお知らせします。

テーマ1 部活動と地域クラブ活動：“今までと変わること”

☆ 『休日』の「中学校部活動」を「地域クラブ活動」に展開する ⇒ **保護者負担の発生**

(1) 指導者への謝金

- 今まで = 必要ありません。
教師による指導のため、費用は県費負担（特殊勤務手当）で対応します。
部活動指導員は、市が雇用し市が給与を支払っています。
- これから = 必要です。
指導者の人数分、クラブの会費から支払われることになります。
地域クラブ活動に、部活動指導員という市の雇用はありません。

(2) 保護者会など会議などでの会場使用

- 今まで = 無料です。
学校の教育活動（教育計画に基づく課外活動）として、学校の会議室などを使用しています。
- これから = 学校が開いている時（平日の日中など）恒常的使用ではない会議などで「認定地域クラブ活動」が学校を会場として使用する場合は、「伊那市立小中学校管理規則」の規定により、校長の許可を得て無料で使用できます。
= 学校が開いていない時（休日や夜間など）の会議などの場合は、公民館や市体育館付属施設（会議室）などの社会教育施設を有料で利用することになります。

(3) 印刷・通信費

- 今まで = 無料です。
学校の用紙、学校の印刷機で印刷しています。学校の電話で連絡しています。
- これから = 有料になります。
印刷は、業者などへの依頼など、クラブで対応することになります。
電話や郵送なども、クラブで対応することになります。

(4) 傷害保険

- 今まで = 保護者の負担はありません。
「日本スポーツ振興センター“災害共済給付制度”」を活用しています。
学校管理下の活動が対象です。
(学校管理下の活動 = 授業中、休憩時間・特定の時間、通常経路の登下校、
教育計画に基づく課外活動 等)
掛け金は935円ですが、全額市が負担しています。(保護者負担は0円)
対応は、各校の養護教諭などが担当しています。
- これから = 個人（クラブ）負担になります。
例えば、スポーツ安全保険<800円/年・一人>、または業者のレクリエーション保険などに加入します。傷害保険への加入は、必須です。
対応は、個人（クラブ）です。

(5) 学校施設などの小破修理

- 今まで = (原則) 公費修理です。
- これから = (原則) 公費修理です。
但し、各施設の基準などにより、状況に応じて判断することになります。

テーマ2 部活動と認定地域クラブ活動：“今までと変わらないこと”

☆ 現在活動している中学校部活動を「認定地域クラブ活動」に展開した場合
（「認定地域クラブ活動」に係る詳細については、“おたより（10月号No.7）”でご確認ください。）

(1) 輸送費などの補助

- 今まで＝「各種行事参加児童生徒輸送費補助金交付基準」「各種行事輸送費補助金の対象事業となる中学校吹奏楽部・合唱部の大会」などの規定によって補助しています。
- これから＝今まで同様、これらの基準などの規定によって対応します。

(2) 学校にある大型備品や楽器などの使用・修繕（購入）

- 今まで＝市で購入（整備）した備品を使用しています。特別な楽器などについては、市で対応しています。
- これから＝今まで同様、市の方針によって対応します。

(3) 休日の学校施設使用に係る管理

- 今まで＝「伊那市立学校体育施設開放に関する条例」「伊那市立学校体育施設開放に関する条例施行規則」によって対応しています。
- これから＝今まで同様、条例や施行規則によって対応します。

テーマ3 「認定地域クラブ活動」の認定について

☆ 「認定地域クラブ活動」の詳細については、テーマ2と同様です。

(1) 提出していただく書類

- ・認定申請書（認定要件確認書） ・クラブの規程（規約） ・役員、指導者名簿 ・会員名簿 ・活動内容の分かるもの（運営方針、活動計画、予算書） ・年間活動計画表 ・傷害保険加入が確認できるもの ・会計関係書類（通帳表紙のコピー） など

(2) 書類の提出先

- 伊那市教育委員会学校教育課（78-4111 内線 2711）までお願いします。

(3) 認定に係る審査

- 伊那市教育委員会学校教育課で、提出された書類をもとに審査します。

(4) 認定通知書の交付

- 「『認定地域クラブ活動』として適切である」と判断し認定したクラブには、「伊那市認定地域クラブ活動決定通知書」を交付します。
「決定通知書」は、A4版ですが、名刺サイズ程度の認定カードなどを検討しています。

テーマ4 テーマ2の内容の利用について

☆ テーマ2でお示したことを利用するためには、「決定通知書」の提示が必要になります。

(1) 施設の予約

- 使用したい施設に連絡し「認定地域クラブ活動」に認定されている旨、お伝えし予約してください。

(2) 施設の利用料

- 当該施設の規定によって、応分の負担をお願いします。

<その他>

- 社会教育施設（含：体育施設）などの使用に関する件については、現在検討中です。明らかになり次第、お知らせします。

☆ 伊那市公式HP（「くらし・行政」→「子育て・教育」→「学校教育」→「伊那市立中学校部活動の地域展開協議会」）にて、関係規程などをご確認ください。